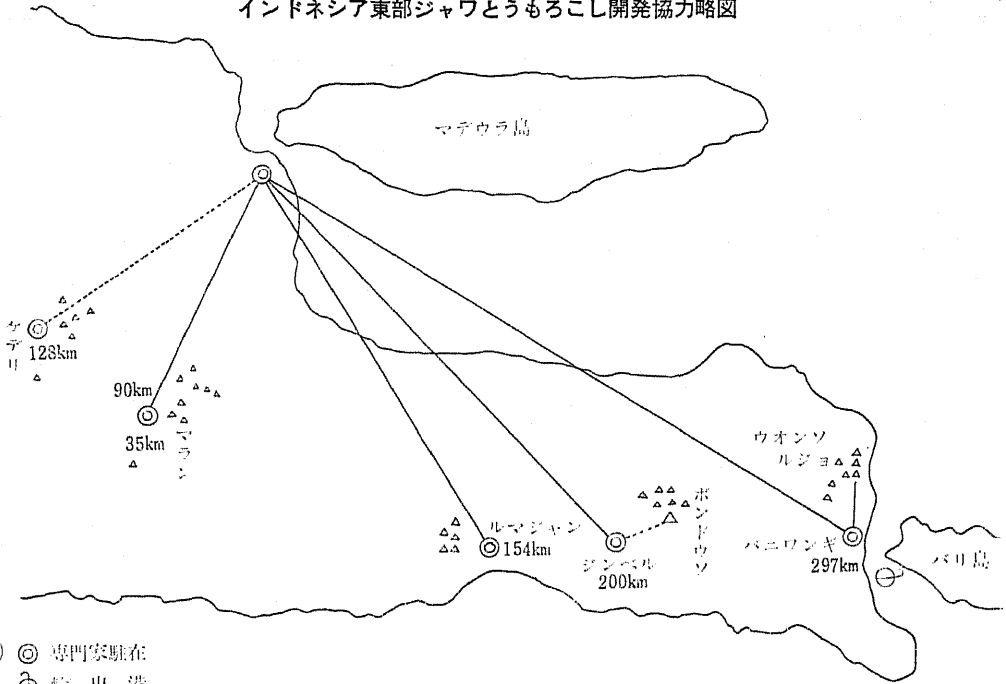


## インドネシア東部ジャワとうもろこし開発協力略図



- (注) ◎ 専門家駐在  
 ⊕ 輸出港  
 ▲▲ プロジェクト展開地域

## 2. インドネシア、ランポン州農業開発協力

### (1) 事業実施の経緯

1970年のとうもろこし開発基礎調査団の報告にもとづき、わが国は、ランポン州にプロジェクトを実施すべく検討中であったが、その後インドネシア政府は、ランポン州の農業開発について、ジャワ島の余剰農民および食糧不足の解決策として、同地域を開発し、ジャワ島農民の移住政策をはかるとともに、農産物の増産をはかり、将来ジャワ島の食糧基地として発展をはかるべく計画していた。

この一環として、同州の総合的な農業開発を行なう方針をもって計画を策定し、わが国に協力を要請してきたので、わが国は、1971年8月に30日間にわたる農業開発調査団を派遣した。

この調査結果にもとづき、

- (i) 農業開発センター
- (ii) 稲作振興計画
- (iii) 畑作振興計画

の三つのプロジェクトを、総合的かつ有機的に結んだ協力を実施することにした。(第7章農業協力事業の項参照)

#### ① 長期調査員の派遣

前記2回の調査団の結果をうけて、後述の実施調査団を派遣することとしたが、いずれも短期間の調査であり、ランポン州全域にわたる調査はもちろん、限られた範囲の調査といえども、細部にわたるものは不可能である。ましてランポンの農業が一応低レベルにせよ、バランスを保って営まれているものを、新技術の導入と称して改善をはかることは、このバランスをくずすことであり、慎重な対応が必要である。

このため、ランポン農業および農家経営について、より詳細な調査と問題点の把握、ならびに今後のプロジェクト推進のため、長期にわたる調査活動を実施すべく長期調査員を派遣した。

## ② 実施調査団の派遣

今回の調査団は、本協力を実施するに当り、長期調査員とも協力し、現状の精査、問題点の把握、解決策の検討を行ないつつ、対象地域の選定、事業内容および事業計画の策定を行ない、インドネシア政府と折衝のうえ合意議事録を締結することである。

## (2) 協力事業の内容

### ① 長期調査員

前記調査目的に沿って、1972年2月に2名の長期調査員を1年の任期をもって派遣した。また調査活動を円滑に行なうための機材として、ジープを2台供与した。

現在実施中の調査業務は次のとおりである。

#### (i) 実態調査

- ① 技術協力前における農家の実態調査
- ② 主取水工およびトリムルジョの分水工における用水配分、取水実績等
- ③ Demo-farm 予定地区内の農家の意識調査
- ④ Bimas の実態調査

#### (ii) プロジェクト実施の準備工作

- ① センターにおける協力実施のための準備ならびに促進
- ② センターにおける各種試験の準備ならびに指導
- ③ Credit の方法の検討
- ④ 調査団の受入れ
- ⑤ 供与機材の受入れ
- ⑥ 価格調査の方法の検討

#### (iii) 資金協力のフォローアップ

#### (iv) その他、ランポン州地域開発計画の策定についての調査助言等

## ② 実施調査団の派遣

本調査団は、1972年3月に40日間にわたって10名を派遣した。

調査内容および事業骨子は次のとおりである。

(i) 農業開発センター

本センターはテギナナンにある現在のとうもろこしの Seed farm を農業開発センターに改組すること、そのための施策として、建物、圃場、ダム等の拡充・整備に必要な調査を実施した。

本センターは、ランボン州地域農業開発の円滑かつ効果的な推進を図るための拠点としての機能を果たすものとして、次の事業を実施する。

- ㊤農家所得、農業経営、農産物価格等のデータ収集、解析
- ㊦農業開発計画の企画、実施に対する技術的助言と指導
- ㊧新農業技術の実験と実証
- ㊨普及員、篤農家の研修
- ㊩優良種子、種苗の増殖、配布
- ①その他農業開発推進に必要な事業

(ii) 稲作振興計画

本計画は、ランボン地域の農業開発を効果的に進めるための主役をになうものであり、中部ランボンの水田地帯における稲作の生産性の向上を中心に農民の所得増大、生活水準の向上に資するものである。

この考えから、対象地域を検討した結果、すでに水田化がほぼ完全に進んでいる Ktj Trimuljio および現在水田化しつつある Ktj Punggur の2地域を対象とし、約5haの Small Scale Demo-farm を設置することとした。これは将来10Ktj に拡大してゆく予定である。また、開田の進んでいる Ktj Punggur には、基盤整備から収穫までの一貫作業体系の指導のため Large Scale Demo-farm を約100haの規模で実施する予定であり、各 Demo-farm の業務内容は次のとおりである。

㊤センターでの試験結果および Demo-farm での実験結果にもとづいて、優良品種、施肥、病虫害防除、水管理、収穫および調製等について、基盤整備を含めた稲作改良技術および他作物との輪作技術の導入

- ㊦Demo-farm の結果にもとづく、改良農業技術の地域農民への普及
- ㊧農民訓練および農民組織の育成
- ㊨農業資材の流通（配給）組織、および営業資金融資のための組織の健全な育成
- ㊩農業経営調査および資料の収集
- ①センターでの分析結果にもとづき、農業経営改善指導

(iii) 畑作振興計画

本計画はランボン地域の農業開発を効果的に進めるため、稲作振興計画と同様、主役であり、中部ランボン、南部ランボンの畑作地域におけるとうもろこし、豆類、キャッサバ等普通作物お

よび永年性作物の商品作物の生産の拡大、流通の改善、輸出の増進をはかり、農民の所得を増大し、生活水準を向上し、あわせて外貨の獲得に寄与するものである。

かかる観点から対象地域を検討した結果、将来の波及効果をも考慮に入れ、典型的畑作地帯の中から Ktj Gunung-Sugih および Ktj Natar の両郡より Desa を選定し、対象地域を決定した。将来は、この Ketjauranter 数を5、Desa 数を約30に拡大してゆく予定である。

また、畑作に関する資料が不足しているため、これらプロジェクト地域100haに対し、1カ所の Trial Plot を設置し、各種の実用試験を行なうこととした。

主要事業内容は次のとおりである。

④センターでの試験結果および Demo-farm と Trial Plot での実験結果にもとづいて、優良品種、施肥、病虫害防除、収穫、調製等の改良畑作技術および作付体系の導入

⑤改良農業技術の普及

⑥農民訓練および農民組織の育成

⑦農業資材の流通（配給）組織および営農資金の融資のための組織の健全な育成

⑧農業経営調査および、資料の収集

⑨センターの分析結果にもとづき、農業経営改善指導

以上3プロジェクトを実施するため、わが国より15名の専門家の派遣と所要資機材の供与を行なうものである。

### 3. タイ国一次産品開発協力事業

#### (1) 事業の概要と経緯

昭和42年度および43年度の2次にわたる調査国を派遣し、本協力の対象品目をケナフ、油糧種子、カッサバ、とうもろこし、マイロ、タバコの6品目とすることに決定するとともに、各品目ごとの問題点と技術協力の実施構想をまとめてタイ側に提示、その同意を得た。

すなわち、本協力は油糧種子（大豆、ひまし、ごま、落花生等）、飼料作物（とうもろこし、マイロ、カッサバ）およびケナフの生産性の増大、生産コストの低減、品質の向上を図ることを目的としている。

このうち、ケナフについては、昭和43年度において、規格検定検査については、昭和44年度において実施済みであり、大豆開発については、昭和45年度4月から5月にかけて3名の専門家を派遣するとともに必要資機材の供与を行ない、油糧種子実験室およびとうもろこし開発協力調査を実施した。昭和46年度においては、前年度に引き続き資機材の供与を行なうとともに3名の専門家が協力を実施している。また、巡回指導班を派遣して指導、助言を行なった。

#### (2) 技術協力の内容

#### (a) 大豆開発協力

昭和43年度に短期専門家4名を派遣した結果、非常に有望であるとの報告を得たので、昭和45年から本格的協力を実施することにした。

タイ国産大豆は、現在生産量が6万トン程度にすぎず、全くの Minor crop である。また、品質面では、優良品種の導入、栽培法の遅れから、小粒かつ不均一であり、販路は大部分が国内消費で、輸出は極くわずかで、輸出のための流通経路も確立されていない状況で、対外輸出までには幾多の問題を抱えている。

この原因は、需要および生産者価格の不安定からくるもので、この面での改善が行なわれれば、作付面積は当面だけでも少なく見積って、4～5倍程度にふえる可能性は十分にあるものと推測される。

この増産がなされた場合、国内需要は限られているので、輸出に回さなければならないが、現在のタイ大豆の値段は国際水準からみて割高である。したがって、これを国際水準までコストダウンする必要がある。

これら諸問題に対する対策として、

##### ① 栽培面積の拡大

とうもろこしの前後作、水田裏作、ワタの間作に導入する。

##### ② 単位面積当りの収量の向上

優良多収品種の導入、選抜および交配育種により良質品種の決定と機械化農法を含む栽培技術の改善、普及

##### ③ 流通改善と合理化による生産コストの低減

現在の複雑な流通機構を整備し、できる限り中間業者を排除する

##### ④ 最低買取価格保証制度の実施

以上①～③の諸施策を実施するため、昭和45年度から、わが国より専門家を派遣し、また、協力に必要な機材供与を行なっている。

派遣専門家は、北部地方のメジョー農業試験場を拠点として、育種研究については人工交配ならびに雑種後代の育成、生産力検定試験、導入品種の選抜試験等をカウンターパートを指導しながら実施中である。そのほか、カラシン種子増殖場ならびにスリサムロン、ターチャイ、プラバドバード等の各農業試験場の圃場で導入品種の生産力検定試験が、また、スリサムロン、ロエイ等の農業試験場ではF<sub>2</sub>代系統および個体選抜試験の一部を実施している。栽培試験についても、各地の農業試験場および種子増殖場において、採種期試験、栽植密度試験、雑草防除試験、大豆種子の発芽力維持試験、施肥料試験、土壌水分試験、根留菌の着生試験等を実施した。また、農民の生産コスト調査、大豆の栽培実態調査、その他流通事情調査を実施した。

その他本年度は、本協力を実施してから第2年目にあたる関係から、とくに現状把握を行な

い、問題点の抽出とその解決のための方策を樹立するため、昭和46年8月15日から9月4日までの21日間巡回指導班を派遣した。

#### 派遣専門家氏名

瀬戸晴比古	流通経済	45. 4. 27～47. 4. 26
鎗水 寿	栽培	45. 4. 27～47. 4. 26
三分一 敬	育種	45. 5. 18～47. 5. 17

#### 巡回指導班の構成

団長兼栽培	尾崎 薫	農林省九州農業試験場畑作部長
育種	齋藤 正隆	北海道十勝農業試験場豆類第一科長
病虫害	長谷川 勉	農林省東北農業試験場環境部虫害第二研究室長
調整	増田 晋也	O T C A

#### (b) 油糧種子実験室（オイルシード・ラボラトリー）

わが国の食用油脂の消費量は、年間約10%の増加を示しており、食生活の改善にともない今後ますます需要の増大が予想される。現在タイ国には、生産された油糧種子を搾油するに適した品質であるか否かチェックできる機関施設を有していないため、品質およびその管理面において、わが国の需要に適合する産品であるか否か判断ができない。

このため、改良品種の成分等分析のための試験用機材を設置すること、さら搾油技術に対し、十分な認識をもたせることが品質管理上きわめて大切であるため、搾油用パイロットプラントを設置することとした。現在タイ側予算において、これら機材のための工場および実験室を建設すべく準備中である。

わが国としては、その完工をまって専門家を派遣し協力することになっている。

#### (c) とうもろこし開発協力

タイ国国家開発省信用販売局は、農業協同組合の事業として、とうもろこしの増産および協同組合を通じての販売により、とうもろこし地帯における協同組合の育成を図ることを計画し、わが国の協力を要請してきたので、タイ側の計画が実施可能か否か、また、実施する場合の方法、問題点について現地調査ならびにタイ側関係者と折衝し、また信用販売局と農業省農務局間の協力について協議することを目的に調査団を昭和45年度に派遣した。その結果にもとづき、本年度は、実施調査団を派遣し協力の内容等について詳細な討議を行ない合意議事録に署名し、協力を実施する計画であったが、10月から開始されるタイ側の予算に本計画に係る予算措置が講じられていないため、調査団の派遣を一時中断し、来年度の予算化をまって行なうことにした。

#### 4. カンボディアとうもろこし開発協力事業

##### (1) 事業の概要と経緯

カンボディア政府は、わが国に対し日本・カンボディア合弁による熱帯作物栽培公社（SOCTROPIC）の設立を期し、技術協力を要請してきた。

わが国は、両国の貿易収支是正の観点から、とうもろこしの開発について生産から流通面に至る協力を実施することとした。

わが国は、昭和42年度に実施調査団を派遣し、その調査結果にもとづき、流通、普及（土壌肥料）、普及（農業機械）の3名の専門家を昭和44年3月末に派遣し、肥料、農薬、農業機械等を供与し、雨季作より事業を開始した。

##### (2) 技術協力の内容

普及事業は、当然のことながら試験場において選抜した適品種と新耕種基準を一般農家にいかに浸透させ、とうもろこし増産に結びつけるかということにある。

本事業では、このための普及方法として、次のようなパイロット集落方式を採用することとし、また、まだハイブリッドおよびその耕種基準が確立されていないため、在来種により普及事業を展開した。

##### ○パイロット集落方式

(イ)場所 コキトム（プノンペンより53キロ地点）およびサムロントン（プノンペンより43キロ地点）の両村。

(ロ)規模 全面積を100haとし、20haを単位とする5集団を形成する。

(ハ)方式 契約栽培方式をとり、契約農家に対して、トラクターによる賃耕および肥料の低価格配付を行ない、増収分のとうもろこしで返済させる。また、生産されたとうもろこしは全量SOCTROPICへ売却する。

(ニ)管理・運営 20haごとに部落の有力者を責任者に任命し、直接の監督・指導は、この責任者とカウンターパートが行なう。また、肥料の配布、とうもろこしの集荷は、この責任者を通して行なう。

昭和44年度は、各専門家とも着任早々であり、本来の集落方式による普及活動ができず、コキトム、サムロントン両地区農家と契約によるトラクターの賃耕が主要業務であった。また、契約栽培とは別に、コキトムの農家圃場を利用して展示圃場を設置し、とうもろこしおよびソルガムについて栽植密度試験、肥料試験、品種比較試験等の栽培試験および展示を行なった。

昭和45年度は、昨年度賃耕等でコンタクトしたコキトム、サムロントン両地区の延べ300戸の農家を中心に普及活動を行なう予定であったが、昭和44年度末の同国の政変による政情不安のため

め普及活動の展開は不可能となり、当初両地区で120haを予定していたが、急遽、安全な地区としてバンケーン、コキ、ダイエットおよびサムロントンの一部、計44haの契約地区に普及活動を行なった。また、普及活動の一環として、コキ、ダイエット、バンケーンに1～2カ所、1カ所0.1haの展示圃を設置し、在来のとうもろこしの慣行栽培区、ハイブリッドK305の新耕種区等の展示を行なった。

しかしながら、政変後の政情はとみに悪化したので事業を一時中止し、昭和45年6月末日に全員バンコクに退避し、同年8月末日日本に引き上げるに至った。

その後昭和46年11月に、本事業の協力期間を3年延長することになり、両国政府の間で交換公文が取り交された。その結果、栽培専門家を1名派遣し、ダイエットの試験場においてカウンターパートと協力して栽培試験を実施している。

#### 派遣専門家氏名

雑賀 忠蔵 栽培 46.2.6～49.11.1

### 第3節 開発技術協力事業の今後の課題

#### 1. 開発技術協力事業の今後の基本的なあり方

本事業は、前述したとおり開発途上国の強い要求である貿易収支の改善をはかるため、これら諸国からの一次産品の輸出を促進することが重要な課題となり、それを解決するための一つの形態として発足したものであり、また、発展途上国の常として輸出余力の不足による供給安定性および品質、価格面における国際競争力の欠如等を考慮にいれて、生産から輸出までを通して協力することに特色がある。

しかしながら、今や経済大国となった現在においては、開発途上国の貿易収支の改善という問題について、従来の考え方の枠から一歩踏み出してよいのではないかと考えられる。すなわち、今までは、発展途上国とわが国との貿易収支の改善を目的として、わが国で輸入し得る一次産品の需要動向を勘案し、需要の増大が期待される産品についてのみ協力の実施対象として考慮してきたが、真に発展途上国の輸出の拡大をはかるためには、それらの国の輸出産業の育成をはかり、輸出構造の多様化をはかることが重要な課題となっており、そのためには、多額の資金を必要とするとともに、より多くの海外市場が確保されなければならないため、わが国への輸出による貿易収支の改善のみにとらわれることなく、わが国以外の国への輸出をも考慮にいれた多様化された協力態勢をとる必要があると考えられる。

また、わが国の一次産品輸入は最近とみに活発になってきているとはいうものの、民間企業にまつところが大きく、政府ベースの技術協力分野は相当制限されているのが実状であるといえ



よう。

とくに、輸入という商取引は、わが国の制度から民間企業によらざるを得ない実状を考慮にいれば、本事業は、民間企業と積極的に連携していかなければ、その効果は得られないといっても過言ではないものと思われる。そのほか、マスタープラン作成や、個別事業計画立案等に際しては、それ以前にすでにわが国の官民諸機関に散在し、埋蔵されている関係諸資料、情報を収集すること、例えば、民間企業のもつ情報を収集するため、民間企業との話し合いの場を設ける必要がある。この点からいっても、民間企業との協力なくしては効果的な一次産品開発協力事業を行ない得ない実情にあることを再認識する必要がある。

## 2. 開発技術協力事業をめぐる問題点

### (1) 新規プロジェクトの選定

本協力事業の対象品目は、これまで国内需要面の制約から飼料作物、油糧種子、木材等に限られていたが、わが国として将来にわたり輸入に依存しなければならない一次産品は多岐にわたる。また、わが国の一次産品とくに農産物の輸入先は、米国、カナダ等先進国が大きな比重を占めているため、開発途上国としては、米国等を競争相手としなければならないので、価格、品質等において大変な努力を要求されている。ここに大量一次産品輸入国としてのわが国の援助の必要性があり、また、新規プロジェクトを積極的に取り上げなければならない立場にある。しかしながら、これらを実施する際には、相手国におけるニーズ、隘路等を十分に調査した上で、プロジェクトを選定することが大切である。したがって、基礎調査を十分に行ない効率的な事業計画を樹立することを心がけなければならない。かかる観点から、現地の実態を長期的かつ、科学的に分析する長期調査員の派遣制度は有効適切で、今後も強化されるべきである。

### (2) 他の諸施策との有機的結合

前述したとおり、本事業は、発展途上国とわが国の貿易収支を改善する目的で、生産面から流通面、最終的には輸出まで考慮した協力を行なう点に他の技術協力事業にみられない特色がある。しかしながら、開発の主体はあくまでも発展途上国側にあるのであって、その意味から本協力事業は側面的なものであり、発展途上国の積極的努力なくしては、本事業の効果も期し得ないであろう。

いわば、本事業の目的である開発輸入実現のためには、その国自体の自助努力にまつところが大きであって、相手国が技術協力のためのカウンターバジェットの増額、供与機材の十分なる活用等わが国からの協力に直接または間接に結びついた業務に対し十分なる対応策を講じることは当然であり、さらには、わが国の協力対象地域は相手国の広大な地域のごとく一部であるため、プロジェクトを他地域に拡大するとか、農民組織に対する低利融資等によって農民組織を強化する

とかの諸施策の実施が要望されるが、同時に、生産面の規模の拡大にもなって既存の流通関係施設たとえば倉庫、道路、輸送機関、港湾施設等に隘路が生じてくることが明らかであるので、これらの面における改善が必要となってくる。しかし、これらすべてを発展途上国にまかせることは、その実状からいって困難であり、わが国としても、これに対してはでき得る限りの資本協力を行なうべきであろう。

また、本事業により開発された製品の買付は、直接本事業の範ちゅうに入らなく、国内輸入業者に斡旋するにすぎない。したがって、品質、価格の面からみて 他国の同種產品に十分対抗し得るものでなければ、せっかく本事業により開発された產品の輸入も不可能になってしまうであろう。今後でき得る限り早く、この方向にもってゆく努力をしなければならぬことは当然であるが、前述したごとく協力対象地域が小さく、協力効果の他地域への普及に時間がかかる現状においては、それが達成される相当期間、輸入業者に対して政府が積極的に助成措置を行なう必要があるであろう。

### (3) 専門家の養成

技術協力を成功させるためには、いかにして優秀な専門家を確保し派遣するかにかかっているといつてよい。このような観点から専門家の確保と養成は、きわめて重要なことである。

したがって、今後ますます増大する技術協力に対処するためには、国民的な関心を高め、各層から協力を求めることにより必要な人材を発掘するとともに、技術協力を本来の職務とするような技術者を計画的に確保養成するような措置を講じる必要がある。このことは、従来からしばしば論じられている問題であるが、種々困難な事情があるとはいえ、今後真剣に取り組むべき問題であろう。

## 第9章 日本青年海外協力隊事業

### 第1節 日本青年海外協力隊事業の概況

昭和46年度日本青年海外協力隊派遣事業費は、前年比7.7%増の12億5542万6000円であった。本年度における協力隊派遣実績内訳は、新規派遣者数218名、継続者数451名、帰国隊員数は258名であった。新規派遣数のうち業種別でこれをみると、農林水産部門が昨年に引続いて第1位を占め、次いで建設、通信運輸教育の各部門となっている。さらにこれを国別派遣実績でみるとアジア地域が全体の60%以上を占めており、主な派遣国は、フィリピンが最も多い。次いでラオス、マレーシアと続き、アフリカ地域では、タンザニア、ケニアとなっている。本年度は隊員の派遣国にマラウイが新たに加わり、派遣国数は13カ国となった。その内訳は、アジア地域6カ国、アフリカ地域5カ国、中近東、中南米地域のそれぞれ1カ国である。本年度も隊員派遣の増大にともない、隊員の業務指導生活指導のための海外駐在員をザンビアに、調整員をタンザニアおよびマレーシアへ新規ならびに増派遣した。さらには海外連絡事務所をマラウイ、ザンビアに新設し、インド、マレーシアに各々1カ所増設した。

### 第2節 46年度日本青年海外協力隊事業の実績

#### 1. 協力隊員の派遣

本年度においては、日本青年海外協力隊員を従来のインド(16名)、ラオス(25名)、マレーシア(27名)、フィリピン(42名)、ケニア(13名)、タンザニア(32名)、モロッコ(7名)、ザンビア(3名)、シリア(2名)、ネパール(9名)およびエルサルバドル(10名)に加え、マラウイ(22名)に新規派遣し、計208名を新たに派遣した。また、51名の隊員が任期を延長再赴任している。

年度当初における在外隊員数は、ラオス58名、インド63名、マレーシア93名、フィリピン88名、ケニア40名、タンザニア76名、モロッコ24名、ザンビア12名、シリア2名、エルサルバドル14名、ネパール12名、計482名であり、これら派遣隊員について継続派遣関連業務を実施した。このう

ち、インド45名、ラオス44名、マレーシア51名、フィリピン36名、ケニア11名、タンザニア50名、モロッコ10名、ザンビア6名、シリア2名、エルサルバドル3名、計258名が帰国し、帰国にともなう諸業務を行なった。

昭和47年3月31日現在の派遣隊員数は、マレーシア9名を除く合計483名である。

また、本年度内にあつては、携行機材、追加機材の購送業務、現地健康診断、技術指導法、購送等の業務ならびに事務局より直接現地指導を実施した。併せて、現地隊員による協力効果を高めるため、マレーシア、ラオス、フィリピン、ケニア、タンザニア、シリアにおける総合的な隊員プロジェクトを実施し、これに必要な機材を供与した。

## 2. 海外に活躍する協力隊員

### (1) インド

インドには、昭和41年9月に9名の隊員がはじめて派遣されて以来、毎年漸増的に派遣され昭和47年3月31日現在の延べ派遣隊員数は114名を数えた。インドの外国ボランティアに対する基本的考え方は、ボランティアに技術的協力を期待するというより、むしろ若人の友好と親善を通じて得られる相互理解を重視し、それ故にわが協力隊をはじめ各国から多くのボランティアを受け入れてきている。

しかしながら、東西パキスタンの内争にともなって発生した大量のベンガル難民のインドへの流入、それに続く印パ戦争、バングラデシュの独立等インド亜大陸での目まぐるしい激動の過程で発生した諸情勢は、インド総選挙での国民会議派の圧倒的勝利という国内要因と相俟って、インドに自立気運をもたらすことになり、それが外国援助の反省と再検討をうながし、外国ボランティアに対してもインド政府の態度保留が長く続く結果となった。したがってインドからの新規派遣要請が停止したために派遣も増えず、昭和46年度には16名の新規隊員の派遣にとどまっている（なお、この間6名の隊員が任期を延長再赴任した）。年度初期に63名の隊員がインドに在勤していたが、45名が年度内に帰国し、3月末までには派遣隊員数は40名に減少した。

隊員は、農業分野を中心として多岐業種にわたって、パンジャブ州、M・P州、マハラシュトラ州、マイソール州など9州に派遣されているが、とくに重点的派遣としては、12名の隊員がM・P州ライプールのIADP（集約的農業地域計画）に協力し稲作技術の普及活動に当っており、またマイソール州では、パプ・プロジェクト（ガンディー主義各社会事業財団の自立計画）に15名の隊員が各々の技術を結集しながら総合的開発計画に従事している。またマハラシュトラ州では6名の派遣がコポリ農業普及センター周辺に派遣され、M・P州には、ダンダカラニア開発計画に2名が派遣され、専門家との連携による農業改良普及活動に当たっている。さらに、パンジャブ州にはスポーツ、畜産関係に各4名ずつ派遣されている。

## (2) ラオス

ラオス王国に、協力隊員が初めて派遣されたのは、昭和40年12月24日である。この時5名の隊員が派遣されて以来現在まで、20回にわたり毎回派遣されている。

派遣実績は、昭和40年度10名、41年度45名、42年度26名（ほか再赴任1名）、43年度31名（ほか再赴任6名）、44年度40名（ほか再赴任2名）、45年度15名（ほか再赴任3名）、そして46年度25名（ほか再赴任13名）計192名（ほか再赴任合計25名）である。この間、昭和42年度11名、43年度45名、44年度34名、45年度31名、46年度44名、計165名の隊員が帰国し、昭和47年3月31日現在赴任中の隊員は52名である。

これら隊員の任地は、ベトナム戦争のあおりと、内戦の関係から、首都ヴィエンチャン市およびその近郊、主都ルアンプラバン、南方のサバナケットの3カ所にしぼられている。

ルアンプラバンでは、野菜、農業機械、ラジオ送信、稲作の隊員4名が活躍中である。サバナケットでは、農業機械、稲作、野菜、飼料作物、測量の分野で7名の隊員が活躍中であり、残る41名がヴィエンチャン市内およびその近郊に勤務している。

7名がタゴン・プロジェクトに、2名がバンアモン避難民訓練センターに、1名がサラカムの国立稲作試験場に赴任しているほかは31名がヴィエンチャン市内にて活躍中である。

業種は、農業機械、水道機械、日本語、電話工事、都市計画、測量、養鶏、体育、窯業、地質鉱物、ラジオ送信、土質検査、竹工芸、水質検査、電子工学、柔道、バレーボール等多岐にわたっている。

## (3) マレーシア

マレーシアに対する協力隊派遣は、昭和41年1月（昭和40年度第1次）5名の隊員が派遣されて以来、これまで180名の隊員を派遣（ほか18名の隊員が任期を延長再赴任している）しており、現在79名の隊員が活動中である。昭和46年度における新規隊員派遣数は27名であり。このほか10名の隊員が任期を延長赴任している。1971年より開始された第2次5カ年計画の推進に不可欠なマンパワーとして同国政府の要請にもとづき、①訓練されたマンパワーの確保への職業訓練部門、②国民の体位向上および各民族青少年層の融合とスポーツ振興を図ろうとするスポーツ部門、③食糧自給を達成、農業の近代化を図ろうとする農業部門、ならびに、④日本語指導部門に協力隊員を派遣している。

職業訓練部門では、溶接、工作機械、電気配線、車輛整備、ラジオ、TV修理、木工など、16名の隊員が、文部省中等職業訓練学校原住民信託公団（MARA）所管の（MARA職業訓練所）等において青少年の技術訓練、失業者や民間企業の見習工に対する再訓練および速成訓練等に協力している。

スポーツ部門にあたっては柔道、体育、体操、バレーボール、バスケットボール、ボクシン

グ、水泳などのコーチ活動にあたるほか、全国青少年層ならびにスポーツ選手を対象に体力測定や、スポーツ適応測定等を実施し、その結果の分析と研究に従事するなど、22名の隊員が活躍している。スポーツを通じ、複合民族国家としての特異な苦悩と諸問題が内在する当国内青少年層の交流、友好親善の増進にとマレーシア国家基盤の確立に大きく貢献している。

農業部門では、とくに東マレーシア（サバ州、サラワク州）において稲作を中心に研究、普及活動、農業機械、灌漑排水部門等に活躍しており、協力隊なくしてサバ州の稲作はないといっても過言でないほど、重要な役割を果たしている。

このほか、電話交換機の管理、橋梁設計など新分野への派遣要請も増加してきている。

#### (4) ネパール

ネパールに対する協力隊の派遣は、昭和45年9月に当時東京農業大学ラプチ実験農場の要員であった3名を現地で協力隊員に身分換えしたことはじまる。本年度中には、9名が新規に派遣され、3月末の延べ派遣数は21名である。派遣業種については、農業関係6名、建築土木測量6名、体育関係4名、看護婦2名、淡水魚2名、手工芸デザイン1名である。また派遣地域は、カトマンズ、ラプチ、ポカラの3地域である。

ネパールの協力隊員に寄せる期待は大きく、隊員の活動がネパールの国造りのプロジェクトの中に密接に組み入れられている。たとえば、建築隊員はネパール政府の枢要な建築物の設計、施行に関係しており、測量隊員は不完全な地籍の整備のためにネパール各地を巡回する測量チームに同行しながら、その技術的アドバイスをこなっており、さらに体育関係隊員は、柔道、体操、バレーボール、バドミントンのルールの確立、普及に従事しているとともに、広くネパールのスポーツ振興に寄与している状況である。

#### (5) フィリピン

昭和41年2月、第1次隊として12名の隊員を派遣して以来、本年度末までに延べ223名の隊員が派遣された（このほか32名の隊員が任期を延長再赴任している）。

昭和46年度には42名（第1次14名、第2次17名、第3次11名）の隊員が派遣されるほか9名が再赴任している。またこの間36名の隊員が任期を満了し帰国した。現在103名の隊員が、マニラ以北を中心に南部ルソン、ビサヤ諸島、ミンダナオ島などフィリピン全土にわたって活躍している。

隊員は、大統領府、国家奉仕活動委員会（Philippine National Volunteer Service Committee）を窓口機関として受け入れられ、中央政府（大統領府、農林天然資源省、社会福祉省等）、地方政庁（ラ・ウニオン州庁、プキドノン州庁等）、国立大学（フィリピン大学、中部ルソン大学）等にそれぞれ配属されており、従来ほぼ半数以上の隊員が配属されていた大統領社会開発庁への派遣が減り、他の省庁および地方政府への配属が増加した。

マルコス大統領は4カ年開発計画(1971~74年)を実施中であるが、とくに農業開発および社会開発を主眼としている。

現在活躍中の隊員をみてもこの開発計画にそっており、約70%が野菜栽培、畜産を中心とする農林水産部門で協力している。

(6) ケニヤ

昭和41年3月、日本、ケニヤの両国政府間で調印された、協力隊員派遣に関する取極めにもとづき、日本青年海外協力隊隊員の派遣を開始した。昭和41年3月に3名の第一陣が赴任して以来、延べ92名を派遣し、(このほか13名の隊員が再赴任している)現在45名の隊員が、ケニヤ国内各地で活躍中である。なお、昭和46年度内の派遣隊員は13名、再赴任隊員は3名である。また年度内に3名が帰国している。

ケニアの経済開発計画推進に不可欠な若い人材の育成を主眼とするケニア国家開発青年奉仕隊(National Youth Service)への協力を中心にして、事業省、建設機械、測量、道路建設、漁業、溶接、柔道、空手、体育、洋裁(女子)等の分野に、ケニア全土にわたって、活躍している。ケニアの地域開発計画の推進にあたって、道路建設等のプロジェクトへの、ケニアの若い力の投入が積極的に展開されているが、これからのプロジェクトへの協力隊員の派遣が要請されている。

また、空手、柔道等ケニア青少年層の体力養成にも、その協力効果を挙げている。

独立以来進められていたケニア工業化、ケニアナイゼーションが近來一段落したところであるが、ケニア政府の実施する総合的・地域開発計画にもなつて、農業、漁業等第一次産業の近代化のために必要な協力隊員の活躍が期待されている。

(7) マラウイ

昭和45年12月、協力隊派遣協定が成立し、昭和46年8月、7名の隊員をはじめて派遣し、昭和46年度内に水産関係、車輛整備関係、通路、建築設計、合計22名の隊員を派遣した。

各隊員は、ゾンバ、マンガチ、ボランティア、リロングウェと4カ所にて活動中である。首都ゾンバでは、2名の車輛整備隊員が事業補給省機械車輛局に配属され、整備監督長を補佐し、各種車輛の保守、整備に当たっている。農業省水産局所属の、マンガチ・マラウイ湖水産訓練所に、漁業統計隊員2名が勤務している。

同国中心部のボランティアには、5名の隊員が活動中であるが、ウンゼルラジオ会社に、2名の隊員がラジオのテスト、製作を担当、現地従業員を指揮するとともに、製作行程の管理および改善に助言することを任務としている。

そのほか建設機械、車輛整備、電気工事の隊員も共に汗を流しながら、現地職員の技術の向上に心を砕き、新技術の紹介につとめており、協力隊員のもつ技術は高く評価されている。

新首都建設に着手したリロングウェには、4名の隊員が道路、建築、水道の設計に従事しており、また9名の隊員は水道の建設、保守の監督にマラウイ人技師を指揮しての道路橋、土地区画の測量に、電気工事に、住宅、学校、事務所工場施設等の電気装置の設置とテストの実施に、各種建設機械、車輛の保守・整備の監督にと、それぞれマラウイ国近代化に不可欠な分野において、積極的な協力活動を展開している。

#### (8) モロッコ

モロッコに対しては、昭和42年度よりこれまで66名の協力隊員を派遣（このほか再赴任隊員は5名）しているが、昭和46年度内にあつては7名の隊員を派遣している。現在21名の隊員が建築、測量、養蚕、車輛整備、水泳、造園、農業機械、養蚕、獣医の各分野で活動中である。イスラムという全く異質な世界との葛藤、フランス語の修得という二つの困難な障害を越え、同国の技術者の不足の解消のため協力活動に専心している。同国の新5カ年計画の一翼である農業開発の分野において隊員の活動が期待され、主に農地の灌漑、農業機械指導、養蚕、蚕糸加工への技術向上に従事している。またモロッコ国の輸出肉の検査、国内消費食肉の検査等においても同国の決定的な技術者不足をカバーする協力には多くの期待が集められている（この獣医、食肉検査分野はほとんど外国人による協力活動によって支えられている現状にある）。

#### (9) タンザニア

昭和41年10月20日、協力隊派遣に関する日・タ両国政府間の基本協定が締結され、昭和42年3月第一陣（30名）の派遣以来、これまでに169名にのぼる隊員を派遣している（再赴任隊員数合計17名）。

現在活躍中の68名の隊員は、農業関連業種を主体に18業種の分野に活躍中であるが、農業・農業組合省、天然資源・観光省、通信・建設省、総理府（地方行政局）に所属し、それぞれタンザニアの国造りに協力している。

農業・農業組合省の蔬菜園芸隊員は、国内各州において、技術部門の責任者として模範農場の建設、病院附属農場、小・中学校附属農場および地域農民に対する栽培技術の普及指導に従事している。

農産物加工、畜産物加工隊員は、生産物の価格安定と季節外の食糧確保のため、経済的加工方法の開発研究に従事している。

その他、養鶏、家畜飼育、植物調査、園芸調査、栄養士等にと基礎的研究から栽培、飼育、加工、利用にいたるまで、農業全般にわたる広範な協力活動を展開している。

本年度に入って、上記農業・農業組合省への隊員の派遣のほか総理府地方行政局に対する果樹園芸、通信の建設省DMT（ダルエスサラーム運輸公団）に対する車輛整備隊員の派遣が実現して



いる。

今後とくに、園芸、土木、車輛整備、獣医等への協力が増進されるものと予想される。

昭和46年度の新規派遣実績は、野菜園芸12名、果樹園芸8名、稲作2名、造園2名、雑鑑別1名、車輛整備5名、漁具漁法1名、漁船エンジン1名、合計32名と前年度の19名に比し急増している（ほか10名の隊員が再赴任している）。

#### (10) ザンビア

昭和45年3月、日本・ザンビア両国政府間における協力隊派遣協定の成立と同時に柔道隊員6名の第一陣（昭和44年度第3次隊）が派遣され、引続き無線通信隊員6名（昭和45年度第1次隊）が派遣された。昭和46年においては、柔道隊員6名が、任期を満了し帰国、これの交替要員3名が昭和46年度第3次隊として派遣された。柔道隊員は、いずれも同国警察庁所属の警察学校（ルサヤ）等において柔道逮捕術の指導にあたるほか両国間の友好親善の増進にも協力している。また、国内各地における数々のデモンストレーションを通じて、日本柔道の紹介に当ると同時に親善の実をも着々とあげている。

一方、無線通信隊員は、ルサカ（3名が配属）、ンドラ（2名が配属）、キトウエ（1名が配属）にある警察無線ワークショップにおいて、英国人および英国留学のザンビア技術者とともに、VHF固定局、移動局およびHF固定局にある諸種の送受信機の保守、修理に当たっている。

#### (11) シリア

シリアには、昭和45年1月、2名の隊員を派遣し、昭和46年度には、これが交替隊員（2名）を派遣した。これら隊員は、首都ダマスカスの警察学校および士官学校において柔道、空手の指導に当たっている。シリアは、アラブ諸国の中で最も早く柔道を始めた国であり、とくに警察学校の体育正課として取りあげており、隊員の指導は非常な熱意をもって受け入れられている。空手については、テレビ等の放映によりブームを呼び、大きな注目を浴びることとなり、昭和45年の東京で開催された世界選手権大会には空手隊員引率の上参加し、日頃の成果を十分に発揮した。

交替隊員も、前任隊員の築いた素地の拡大に努め、同国に日本武道館を設立という前任隊員の構想の実現に努力している。

#### (12) エルサルバドル

中米地峡に位し、面積約2万1000平方キロ、人口約350万のエルサルバドルに協力隊員がはじめて派遣されたのは昭和43年度である。昭和43年9月12日に、第1次隊として陸上競技、水泳、ソフトボール、器械体操、重量挙げの分野に8名の隊員が派遣され、元駐日大使、前文部大臣、現外務大臣であるベネケ氏の構想、体育教師養成学校の設立に鋭意協力し、昭和44年3月、首都

サン・サルバドルから30キロ西方のサン・アンドレス市にあるアルベルト、マスフェレル師範学校内に、体育教師養成学校の実現をみるに至った。さらに柔道、バスケットボール、器械体操3名の隊員が追加派遣され、実技指導はもとより、体育理論の講義指導（スペイン語による）をも受け持ってきた。

昭和44年度には、サッカー、卓球に2名の隊員が追加派遣され、昭和45年度には、重量挙げ陸上競技、水泳、器械体操、柔道、バスケットボールの分野に計12名の体育関係隊員が派遣された（うち、水泳および柔道の2隊員は新たにサン・サルバドル市内の青少年総合スポーツセンター〔シルクロ・エストゥディアンティル〕に赴任することとなった）。これら隊員は、現地教師と先輩隊員との協力により作成されたカリキュラムに則り、エルサルバドル側関係者の理解と熱意による強力なバックアップと相俟って、体育教師、スポーツ選手の養成、社会体育の推進を目指し、それぞれ活躍している。

また、昭和45年度に至り、新たに美術教育の分野で指導にあたる隊員が、2名（油絵と彫刻）派遣されている。

昭和46年度にあっては、美術教育部門を拡充すべく、グラフィックデザイン（1名）、窯業（1名）、絵画（1名）の計3名の隊員が派遣された。一方、体育部門においては、バレーボール（2名）、陸上競技（1名）、水泳（1名）、器械体操（2名）、卓球（1名）の隊員が交替または新規派遣要員として派遣された。

この間、昭和43年度および44年度に派遣された隊員13名と昭和45年度に派遣された隊員2名が帰国し、現在21名が活躍中である。なお、上記体育教師養成学校は昭和45年11月に、同校設立後、はじめての卒業生80余名を輩出し、昭和46年11月にも80余名の卒業生を送り出したが、彼らはエルサルバドル国内各地に歓迎され、同国の体育教育の発展に貢献している。また卒業生の中から優秀な者を当事業団研修員として日本に受け入れることが試みられ、昭和45年12月、昭和46年4月に4名を受け入れた。

### 3. 隊員の募集および選考

協力隊の目的が実践的技術技能のある青年を派遣し、現地の住民と生活と労働をともにしながら開発途上諸国の社会的・経済的発展に寄与することにあるが、それを達成するためには、現地の人びとの相互理解、信頼、協力が前提となるために、高いヒューマニティが隊員に要求される。技術的人間的質の確保のために一般公募を原則として募集を行ない、関係省庁、地方自治体、大学、青年団体、産業団体等の協力を得て、全国の青年に直接呼びかけ、協力隊事業の本質を理解させる募集体制を全面的に作り上げ、全国各地において隊員派遣計画にもとづく技術の問題、現地事情、協力隊の本質、目的等についての募集説明会を開催した。応募者の願書は2年間、登録され、年3回実施される選考の対象となるが、登録者は年々増加し、昭和46年度中で約

2,700名となった。隊員の選考にあたっては、「日本青年海外協力隊選考委員会」を設置し、第1次選考（書類選考）合格者を対象に行なっている。同委員会は各界有識者によって構成される常任委員会と、専門技術を担当する政府機関、民間各業界、団体等の権威者によって構成される専門委員会でありたっている。

昭和46年度は、第1次隊4月、第2次隊8月、第3次隊12月の3回にわたり選考が行なわれ、その結果、245名が合格した。選考試験は個人面接、集団面接、技術面接のほか、心理テスト、作文、語学試験（筆記、英会話、聞きとり）身体検査をそれぞれ実施した。

#### 4. 派遣前訓練

訓練は、渋谷区広尾の「日本青年海外協力隊訓練所」で5月27日から7月31日までの86日間、9月1日から11月27日までの88日間、および47年1月6日から3月17日までの71日間の3回実施した。訓練は、全員合宿制で、広い国際的視野をもち、開発途上国の人びとと共に働き、相手国の開発に協力し得るような隊員を養成すべく、自主性の涵養、語学訓練、異文化の理解、受入国事情、技術の強化、身心の鍛練等に重点をおき、必要に応じグループ編成により実施した。

各教科内容は、次のようなものからなる。

##### (1) 協力隊講座

協力隊の目的と隊員の使命、事務局の組織と任務、現地での業務内容、現地生活の心得、諸外国のボランティア活動について学ぶもの。

##### (2) 異文化の理解

相手国を正しく理解することなくしては、協力は不可能であり文化の違いを理解し、それをのりこえていくために重要な教科目。

##### (3) 開発講座

国の経済的、社会的開発と外部からの協力についての基礎的知識を学ぶもの。

##### (4) 受入国についての理解

受入国の歴史、地理、経済、社会、文化等を学ぶためにレポート学習方式が採られている。

##### (5) 語学訓練

受入国の実情に応じた語学、現地で話されている言語の訓練を行ない可能な限り、外人講師（英語、マレー語、ラオス語、スペイン語、ネパール語、スワヒリ語）による。

##### (6) 熱帯の保健衛生

酷暑の地で任務遂行上必要な衛生知識、救急法等を学ぶもの。

##### (7) 技術調整

技術のブラッシュ・アップおよび受入国で要求される業務に係る領域の調整をするもの。

##### (8) 体育、野外訓練

辺境、酷暑の地で十分、任務を果たせるような体力づくり。

(9) 業務上のブリーフィング

携行機械、身分関係等についての担当課のオリエンテーション。日課は、午前6時（冬期は6時半）の起床より、午後10時（冬期は10時半）の就寝に至る時間帯で、午前中は、語学訓練を、午後および夜は講義、体育、語学訓練を行なった。語学訓練には、とくに力を入れ、最も多くの時間をあてるとともに、外人講師により、限られた期間の中で最大の効果をあげるよう努力した。また、各派遣国から来日中の現地人と接触の機会をもち、現地事情の聴取、語学の実施訓練を図った。

5. 協力隊広報啓発活動について

国内における広報啓発活動は、次のように実施された。

- (1) 月刊誌「若い力」の配布（月刊3万部）
- (2) 「JOCVニュース」の発行および配布（月刊2500部）
- (3) 国内パンフレット作成配布（3万部）
- (4) 協力隊事業の現況（参考資料）の作成配布（年間3回作成）
- (5) ポスター作成配布（B全判 102cm×73cm 3000部）
- (6) 協力隊員録（索引）150部年間3回作成
- (7) 月刊誌「若い力」合冊、100部作成
- (8) 協力隊関係の他社作成映画フィルム購入（5本）
- (9) 映画「730日の青春」都道府県用プリント作成
- (10) 協力隊募集広告

新聞媒体（朝日新聞、読売新聞）年間2回テレビ媒体（テレビ宮崎、広島ホームテレビ）の地方テレビ2局で実施

- (11) 「若い力の会」カー・キャンペーン実施

昭和46年10月27日～12月8日まで、四国4県（香川、徳島、高知、愛媛）を対象に実施、講演会件数15件、オルグ件数159件

- (12) 協力隊員夏期講座

北海道ブロック、東北ブロック、関東甲信越ブロック、中国、四国ブロック、九州ブロックにおいて実施

- (13) インフォメーション

マスコミおよび各種媒体への取材協力は、新聞関係33件、雑誌関係22件、ラジオ・テレビ関係16件、団体、その他21件

- (14) 映画、写真貸出し

(15) 問合せ者へのインフォメーション 1万3000件

(16) 海外広報

海外向けカレンダー作成

協力隊広報映画「730日の青春」英語版作成

## 6. 国内組織活動について

協力隊事業の国内的な基盤の拡大のために、地道な国内組織活動を実施した。外部団体との協力関係は相互理解のうえにあってこそ、継続的な効果が生ずるところから、他団体の活動を尊重しつつ本事業への理解ある連携活動を計った。

組織別活動は次のとおりである。

### (1) 日本青年海外協力隊協議会

本事業の推進をはかるため、広く民間関係機関団体の協力組織として、募集啓発活動等において連携をもった。

昭和46年度は各団体との連携の強化を目指す一方、設立後7年を経過した協議会自体の態勢を状況の変化に適応させ、なおいっそう各団体の熱意を発揮できるよう検討した。

### (2) 国際ロータリーの協力支援

国際ロータリーの世界社会奉仕活動の一環として、本事業への協力支援が行なわれた。本年度は、R1 352, 368, 370, 373の各区が地区の世界奉仕活動としてとりあげ、現地隊員への必需品の寄贈、印刷物の送付、便りの交換を行なった。また、例会における事業説明、ロータリークラブ会員の現地訪問なども行なわれた。

### (3) 都道府県

本事業を推進していくためには地方公共団体の協力が、募集広報にとって不可欠なものであるところから、昭和43年度に、各都道府県に本事業の窓口の開設を依頼した。4年を経過する本年度の窓口活動は、広報啓発の活動面で、各都道府県の自発的活動が顕著になった。すなわち、都道府県との共催、後援による巡回映画会や、写真パネル展示会のみならず、都道府県で実施する青年活動や社会教育の集い、または、農業祭および海外教育研修会への資料貸出し、講師派遣は、年間を通じて常時行なわれた。このように都道府県との業務における緊密化は、本事業の意義が十分に理解されたものであり、このことは地方公共団体出身者の協力隊参加にあたっての身分保障にも、好意ある協力としてあらわれてきている。一方、都道府県も技術協力を重視する傾向をみせはじめ、行政ベースの協力体制の確立が要望されている。この問題について昭和47年3月9日、事務局講堂において全国44都道府県の担当者連絡会議が開催された。

#### (4) 日本青年海外協力隊アジア・アフリカ研究会

この組織は、協力隊事業ならびにアジア・アフリカ地域への諸問題に広く関心をもつ、青少年層を対象とし、全国各地の教育機関（高校、短大、大学、各種学校）、各種団体の研究会等を母体に、自発的参加により企画されたものであり現在130グループ、1,200名の青少年が活動している。この会は、とくに協力隊事業と密接な関係を深め募集、広報活動について会員の参加、協力のほか、地方青年への浸透の基点になっている。例えば、本事業における各行事の積極的参加はもちろん、各学校の文化祭、開催時における協力隊資料の配布、パネルの展示、映画の上映等を行ない会員から協力隊員として派遣されるものもでてきており、その結果登録者50名に対し隊員参加者は40名となっている。帰国隊員との連携も深まってきており、都道府県の窓口からの協力も得ている。

#### (5) 帰国隊員対策

隊員の社会復帰を効果的に進めるため、帰国隊員研修会を3回実施した。帰国隊員の社会復帰は、協力隊事業の一環として重要な事項であり、隊員の帰国に際し、国内復帰に参考となる事項を研修し必要な準備、打合せを行なうことを目的としたものであり、さらに将来の技術協力要員の育成を目的とした専門家養成研修を関係機関に委託して実施した。

### 7. 巡回指導

(1) インド、ネパールおよびラオスへ派遣されている隊員の定着状況の視察および巡回指導ならびに将来にわたる協力隊派遣の意見交換について職員1名を派遣した。

(2) 国際ボランティア協議会会長との意見交換、隊員受入窓口との事務打合せならびに隊員の巡回指導、実情調査のためフィリピンへ職員2名を派遣した。

(3) モロッコ、ケニア、マラウイ、ザンビア、タンザニア、インド、ネパール、ベトナムへ今後における技術協力の方向に関する調査ならびにモロッコにおける案件解決、および派遣隊員の実態調査のため事業顧問および職員をそれぞれ1名派遣した。

(4) インド、ネパールへプロジェクトの運営・施策調査、今後の方向づけに係る関係政府機関、財団との打合せのため職員を1名派遣した。

(5) エチオピアへ協力隊受入体制事前調査、ならびに天然痘撲滅計画への隊員参加の可能性調査について職員1名を派遣した。

(6) エチオピアへ協力隊派遣要請にもとづく背景調査、配属機関の受入体制ならびに隊員の生活条件等派遣前調査のため職員1名を派遣した。

(7) ISVSにおける機能、活動、UNVの活動調査のためスイスへ医療協力実施調査に先立ち、隊員派遣の可能性についてアフガニスタンへ職員1名を派遣した。

(8) ISVS開催のUNV担当専門職会議出席および先進諸国におけるボランティア機関の制度調査のため、ドイツ、オランダ、スウェーデン、イギリスへ職員1名を派遣した。

(9) パブ・プロジェクト関係の受入機関の折衝、調整、現地会計事務の指導、現地事情調査のため、インド、マレーシアへ職員1名を派遣した。

(10) ラオスへ隊員の引率および現地実態調査、活動状況視察のため職員1名を派遣した。

(11) ネパールへ隊員の活動状況視察、現地実態調査および資料収集のため職員1名を派遣した。

(12) マレーシアへ隊員の引率および現地実態調査、状況視察ならびに資料収集のため職員1名を派遣した。

(13) 語学研修の実態効果調査ならびに巡回指導のためマレーシア、フィリピンへ職員1名を派遣した。

(14) 派遣要請にもとづく要請の背景調査、配属機関の受入体制および生活条件等派遣に係る事前調査のため西サモア、トンガ、フィジーに職員1名を派遣した。

### 8. 帰国隊員就職状況

昭和46年度帰国隊員は、昭和44年派遣隊員および昭和43年度任期延長を含む258名で、就職状況は次のとおりである。

区 分	人数	区 分	人数
事 務 局	8	コンサルタント(土木)	4
帰国隊員専門家養成研修 公務員(国、地方等)	2	電気関係会社	2
教 職 員	9	旅 行 社	3
団 体 職 員	4	出 版 社	2
自 動 車 工 業	3	CP(コロポ計画)専門家	1
工業生産会社	3	大学等編入および復学	11
商 社	7	自 営	27
水畜産関係会社	21	海外渡航および留学	11
農 機 具 会 社	6	任 期 延 長	66
農林生産会社	1	復 職	23
林業 //	6	医 療	2
報 道 機 関	5	UNV(国連ボランティア)	1
建設工業関係	1	未 定	23
	6	計	258

## 第10章 委託業務に関する企画, 広報, 情報管理, 語学研修等事業

### 第1節 企画, 調査に関する事業

#### 1. 技術協力計画調整および効果測定のための調査

46年度においては, 下記の4チームを現地に派遣し, 調査を実施した。

##### (1) サウディ・アラビア, クウェート, イラン (昭和46年9月16日～10月7日)

サウディ・アラビアを中心とする中東に対する経済技術協力については, 46年1月, 当事業団中山会長を団長とする経済ミッションにより強調され, 続いて同国ファイサル国王の訪日を機に, 対サウディ・アラビア経済技術協力の締結等, 両国間の経済関係は一段と緊密になってきた。

このような状況にあつて, 対サウディ・アラビア経済技術協力については, サウディ・アラビア側の開発計画を検討した上で, 長期的視野に立った協力を進めるべきであるとの中山ミッションの提言にもとづき, 当事業団はその検討を国際開発センターに委託し, その第一ステップとして, コンタクト・チームを派遣することとなった。

一方, 当事業団としては, これまでサ国に対する協力は研修員受入以外については, ほとんど経験もないので, 将来の技術協力実施にともなつて必要となる知識を修得し, かつ, わが国の行なう技術協力のパターンを検討するために, 前記開発センターのチームに合流してサウディ・アラビアについて現地調査をすることとした。

更に, その近隣国であるクウェート, イランについても, 技術協力に関する情報収集にあつた。

##### (2) 西アフリカ諸国 (セネガル, 象牙海岸, ガーナ, ナイジェリア, ザイール)

(昭和47年1月15日～2月3日)



## 第2部第10章 委託業務に関する企画、広報、情報管理、語学研修等事業

わが国の政府ベース技術協力の特徴の一つとして、アジア地域偏重が挙げられ、アフリカ、および中南米地域には、全体の実績のそれぞれ約10%前後と非常に低いが目立つ。

われわれの技術協力の経験からしても、アフリカ、とりわけ西アフリカは未だ未知の世界という印象が強く、今後わが国の技術協力の地理的拡大を図るにあたり、西アフリカ諸国の外国技術援助に対する要望等を調査する必要性がかねてから感ぜられていた。

特に、近年のわが国の経済発展は、アフリカ諸国にとっても強く印象づけられているところであり、アフリカ諸国の対日、経済技術援助への要望期待は年々高まっており、わが国としても欧米諸国と並んで、従来にも増してより積極的に対アフリカ経済技術援助への参加を強く要望されている現状といえよう。

更にまた、47年4月チリにおいて開催された第3回 UNCTAD においては、後発開発途上国(LLDC)の開発問題が大きな課題となるが、国連が指定している LLDC 25カ国のうち、10数カ国がアフリカ地域に存在し、今後国際援助の場において、LLDC 問題が大きく浮かびあがってくるところから、わが国は対アフリカ援助問題をより真剣に検討すべき時期に到来しているものと考えられる。

本調査は、以上のような国際情勢の下で、わが国の対アフリカ諸国、とりわけ、これまであまり技術協力の実績がなく、未開拓ともいえる西アフリカ地域に対する技術協力拡大のアプローチの手掛りを得るとともに、これまでわが国が実施してきた協力実績について現地の評価を調査する趣旨でなされたものである。

(3) タイ、ラオス、ビルマ(昭和47年1月24日～2月7日)

(4) ヴィエトナム、マレーシア(昭和46年12月8日～12月25日)

上記2チームは、東南アジア5カ国に対するわが国の技術協力実績について、その評価について調査するとともに、現在実施中のプロジェクトについて、その問題点を探り今後の改善にフィード・バックさせる趣旨で行なわれたものである。

わが国の技術協力は、アジア地域、とりわけ東南アジア諸国に対する協力実績が最も大きく、例えばタイに対するわが国の技術協力は受益国中第一位であり、技術協力が開始された昭和29年から同46年までの援助額は10,126千ドルで、同期間におけるタイ国に対する援助総額82,617千ドルの12%に該当している。

この額は、タイに対する先進諸国の援助額においてアメリカに次ぐものである。

これらのわが国の援助がタイの経済社会開発に及ぼした効果について計量的に把握することは困難であるが、タイ側の諸要請に応え大きな問題なく遂行してきたことは、タイ当局も高く評価しており、また、今後の一層の協力援助を期待していること等から、全体として効果があがったものといえよう。

また、ビルマ、ラオス、ヴィエトナム、マレーシアの4カ国についても、わが国の技術協力に対する要望度は高く、これらの要望に対して、わが国としても積極的に応えてゆく必要がある。

ただ、これらの調査を通じて、相手国当局から、わが国の技術協力とその他の経済協力との関連づけ、従来の技術協力の再検討等をも指摘され、今後の技術協力の実施にあたっては、これらの諸点をも十分に検討する必要がある。

以上、46年度においては、4チームを派遣したが、これらの調査成果は「技術協力計画調整及び効果測定のための現地調査総合報告書」としてとりまとめた。

## 2. 技術協力動向調査

46年度においては、中近東地域における技術協力の動向調査を行なうために、同地域に派遣中の専門家および外務省の中近東地域担当官に依頼し、経済技術協力の視点から、各国の経済技術動向の調査を行なった。この調査の成果は、「技術協力動向調査——中近東編」（昭和47年4月、総務部企画課）としてとりまとめたが、その概要は次の通りである。

- (1) イラン編——イラン経済省アドバイザー（河口虎夫）
- (2) レバノン編——養蚕専門家（東條蔵治）
- (3) サウディ・アラビア編——外務省中近東アフリカ局中近東課（海老名 信）
- (4) アラブ首長国連邦編——外務省中近東アフリカ局中近東課（海老名 信）

### 第2節 広報に関する事業

事業団が実施している政府ベースによる技術協力は、南北問題の解決が先進国の責務としてクローズアップされ、マスメディア等によりしばしばとりあげ紹介されるにつれて、一般国民に次第に認識されるようになってきた。しかしながら、技術協力そのものは、国民生活に直結していないため、認識の程度はいまだ満足すべきものとはいえない。事業団は、本年設立9年目を迎え、関係予算は設立当初に比べ飛躍的に増大し、協力内容ならびに方式も年々複雑かつ多様化してきた。また、その実績は国際的にも国内的にも顕著な成果を挙げてきている。今後、技術協力を一層効率的に推進するためには、単に実施を担当する関係者のみならず、広く一般国民の理解と支持が必要であることはいうまでもない。とりわけ、事業団の業務内容、実績については、このことが強調されなければならない。かかる認識のもとに、広報課は、本年度において各種定期・不定期刊行物を発行するとともに、一般国民を対象としたマスメディアによる広報活動を実施した。このほか、本年度は民間の経済協力に携わる20団体で組織する「海外経済協力強調運動」の事務局を担当し、テレビによる討論会、対談、全国高校生の作文募集、在日留学生、研修員を対象とした論文の募集、東京、大阪、名古屋、広島、福岡において「講演及び映画の会」を実施し、

第2部第10章 委託業務に関する企画、広報、情報管理、語学研修等事業  
多大の成果を収めた。今年度の諸事業を列挙すれば、下記の通りである。

### 1. 「海外技術協力」誌の刊行

わが国の技術協力について、関係各方面はもちろん、広く一般の認識を深め、その支持を得て事業の推進をはかる意図のもとに毎月刊行し、関係各方面に配布した。とくに46年度は、アフリカ・中南米諸国について、国別編集を行なった。

### 2. その他の広報資料の作成

事業団設立の経緯、組織、業務内容を掲載した「事業団概要」(英文・和文) および写真を折り込んだパンフレット「南と北のかけ橋」を作成配布した。

### 3. テレビ放映

事業団の実績を広く国民に理解させるため、国内研修センターにおいて研修中の来日研修員の実情を、16ミリフィルムに収録し、これを素材として、評論家土屋清氏の司会のもとに「南と北のかけ橋」15分番組を製作した。関東地区はフジテレビ、中京地区は中京テレビ、大阪地区は関西テレビを通じ、4回にわたり放映された。また、これを編集し、「ようこそ南の友よ」(研修員受入事業の記録、カラー3巻、27分)を製作し、広く利用に供した。

### 4. 新聞による広報

国際開発ジャーナルの紙面に3回にわたり、事業団業務についての記事を掲載したほか、新聞各社の取材に協力した。

### 5. 日本短波放送による海外向け放送

海外において活躍中の事業団海外事務所職員、派遣専門家、センター要員、協力隊員に対し、故国の実情と事業団の新年の抱負を伝えて激励する目的をもって、会長、理事長の挨拶を日本短波放送を通じ、海外に放送した。なお、このテープを海外事務所7カ所に送付した。

### 6. 海外経済協力強調運動

わが国の経済協力について、国民一般を対象に広汎な啓蒙運動を推進する目的をもって始められた運動であり、本年は第8回目を迎えるに至った。今回は、事業団が事務局を担当し、テレビによるビジョン討論会、理事長対談、全国高校生からの作文募集、来日研修員からの論文募集、並びに東京、名古屋、大阪、広島における「講演と映画の会」等の行事を行ない、成果を収めた。事業団が昨年製作した広報映画「南と北のかけ橋」は、これを機会に各地で上映され、反響を呼

んだ。本映画は、常設映画館（八重洲観光ホール）で10日間上映したほか、NHK教養番組を通じ、全国に放映された。

### 第3節 情報管理事業

技術協力の拡大に対処し、とくにその効果的实施を図るためには、技術協力に関する情報の収集・分析・利用等の情報管理に関する業務の拡充が必要であり、このため、情報管理課においては電算機導入を計画して、これが準備検討を始めるとともに、次のごとき業務を実施した。

#### 1. 資料室の整備

46年1月、新庁舎の竣工による事務室の拡張にともない、従来、他のビルにあった資料室を本館に移転し、閲覧室等を含めてその拡充、整備を行なうとともに、資料のマイクロフィルム化を図るべく、所要の機器を備え、一部資料についてマイクロフィルム化に踏切った。また前年度に引続き関係資料の収集、整備を行なった。

#### 2. 技術協力実績の刊行等

技術協力の実績を各四半期毎に集計のうえ、四半期実績表を刊行し、また被援助国別にとらえた国別技術協力実績を刊行するとともに、DAC・CP事務局等国際機関に対するレポートの作成を行なった。

#### 3. 開発途上諸国の水産事情シリーズの刊行

近年の開発途上国の水産業に対する内外の関心の高まりに鑑み、水産庁、派遣専門家等の協力のもとに、前年度に引続き開発途上国の水産事情シリーズとして、インドネシア国における水産業につき刊行した。

#### 4. 研究委託

被援助国における技術水準、技術の立地条件等の技術的諸問題の専門分野別調査研究として、熱帯畜産関係についてとくに熱帯牛の適応性、飼育、品種改良、風土病の免疫性等の問題を海外農業開発財団に研究委託し、その成果をとりまとめ刊行した。

#### 5. 電算機導入準備業務

技術協力の効果的実施のためには、事業の総合性、計画性とともにより複雑化する業務の迅速かつ正確な処理が要求される。このため、有効な経営管理情報システムと合理的な事務処理シス

第2部第10章 委託業務に関する企画、広報、情報管理、語学研修等事業  
テムの確立を目指して、電算機導入を計画し、本年度は電算機導入委員会を設けて、その基本方針等を策定するとともに、外務省の協力のもとに、専門家等および協力隊の派遣に関する具体的システム設計、およびプログラム作成についても一部これを実施した。

## 第4節 海外事務所の運営

### 1. 第4回海外事務所長会議の開催

海外事務所長会議は、本部と海外事務所間の連絡を密にするとともに、海外事務所業務の運営を強化することを目的として、過去数年にわたり年1回行なわれてきた。

46年度は、昭和47年3月27日より、29日までの3日間、タイのバンコクにおいて開催された。同会議で討議の対象となった主な項目は以下の通りであった。

(1) 昭和46年度発足および改訂をみた諸制度の趣旨説明、およびその後の進捗状況報告。

(専門家所属先給与補填制度、語学手当、僻地手当、特別技術報酬制度の改訂等)。

(2) 各事務所の業務状況報告。

① 専門家、調査団等の受入状況およびその問題点

② 研修員派遣状況およびその問題点

③ 任国内の主要プロジェクトの概要およびその問題点等。

### 2. 海外事務所の新設

本年度はイランに海外事務所を新設した。これにより、既設の9海外事務所(タイ、インド、フィリピン、カンボディア、シンガポール、インドネシア、東パキスタン、ケニア、ヴィエトナム)に加えて、10海外事務所となった。このうち、カンボディアと、東パキスタンの両事務所については、国内事情により、昨年度に所長の帰国を命じたものであるが、プノンペン海外事務所は引続き、バンコク海外事務所が兼管し、ダッカ海外事務所は必要に応じ本部職員を出張せしめることとし、46年6月にダッカにおける派遣専門家の遺留財産管理と今後の技術協力案件処理のため職員1名を約20日間出張せしめた。

### 3. 海外事務所員の増派

海外事務所のうち、最近著しく業務量の増大をみているジャカルタ、ニューデリーおよびバンコクの3事務所に、事務所員各1名を増派した。

## 第5節 語学研修事業

技術指導を行なう目的をもって開発途上国へ派遣される技術専門家、海外技術訓練センター要員等が、任国においてその知識と経験を十分に活用し、所期の成果を収めるためには、語学力の充実が肝要であることはいうまでもない。語学研修室においては、これらの事情に鑑み、派遣前の約2カ月間を利用して、集中的かつ効果的な語学の習得ができるよう、教職経験豊かな外国人、日本人講師を備え、個人の能力に応じた研修を行なっている。

研修対象者は、単に技術専門家、センター要員のみならず、その同伴家族、ならびに各省庁の海外出張予定者、国内の研修受入機関の指導官に及んでいる。対象となる言語は、英語を中心とし、仏語、西語、ポルトガル語、インドネシア語、タイ語、トルコ語、および対象地域の現地語に及んでいる。英語は年間を通じ、常時開講し、その他は、受講依頼に応じ、随時、コースを開設している。

昭和46年度の実績としては、専門家については、英語受講者48名、仏語、西語は8名、平均受講期間は1カ月半である。専門家以外の受講者は30名であり、名古屋、大阪両研修センターにおいては、研修員受入機関関係者を対象として、6カ月間の英語研修を行なった。

なお、年度内に計165名の受講者があった。